様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処分名	大津市旧大津公会堂の指定管理者の指定		
根拠法令名	大津市旧大津公会堂条例（平成 21 年条例第 33 号）		（条項）第９条第１項
基準法令名			
所管部署	都市計画部　都市魅力創造課		
標準処理時間	120 日	法定処理期間	

【審査基準】　・文書の名称【　　】
　　・掲載図書等【　　】
　　・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［指定管理者の指定に係る審査基準］

指定管理予定者の指定に係る審査基準は、大津市旧大津公会堂条例第９条各号に掲げるとおりとする。

参　考

【根拠法令】

大津市旧大津公会堂条例

(指定管理者の指定の基準)

第９条　指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　旧大津公会堂の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2)　旧大津公会堂の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3)　旧大津公会堂の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。